第二十八条の二を削り、第二十八条の次に次の章名を付する。

第三章　貯蔵品勘定

第二十四条の次に次の章名を付する。

第四章　使用済燃料再処理等引当金勘定

第三十五条及び第三十六条中「事業者」を「対象発電事業者」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第五章　使用済燃料再処理等準備引当金勘定

第三十七条及び第三十八条中「事業者」を「対象発電事業者」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第六章　費用勘定

第四十条の次に次の章名を付する。

第七章　消費税等

第四十一条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第八章　雑則

第四十二条を次のように改める。

（特例措置）

第四十二条　電気事業者は、事業者たる法人の設立、解散その他特別の事由によつて第二条の規定により難い場合又は他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第三条の規定により難い場合には、経済産業大臣の承認を受けて当該各条に定める規定によらないことができる。

第四十三条から第四十六条までを削る。

第四十七条中「第三十四条第二項」を「第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」に、「事業者又は特定電気事業者」を「電気事業者」に改め、「又は第四十二条」を削り、同条を第四十三条とする。

別表第一(2)売掛金の科目の地帯間販売電力料の項及び他社販売電力料の項を次のように改める。

地帯間販売電力料	一般送配電事業者間における一般送配電事業の用に供するための電気の受給契約（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販売した電気の料金の未収分を整理する。
他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金並びに発電事業者との間で締結した契約（以下「他社原子力発電再処理等準備契約」という。）によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額の未収分を整理する。

別表第一(2)売掛金の科目の託送収益の項中「第24条の３第１項」を「第17条第１項」に改め、同科目の事業者間精算収益の項の次に次の一項を加える。

使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分の未収分を整理する。

別表第一(4)のれんの科目を削り、同表(5)買掛金の科目の地帯間購入電力料の項中「、地帯間電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び地帯間原子力発電再処理等準備契約によつて支払う原子力発電再処理等準備費用」を削り、同科目の他社購入電力料の項中「地帯間電気相当量売買契約以外の契約」を「他社電気相当量売買契約」に改め、同科目の託送料の項の次に次の一項を加える。

接続供給託送料	接続供給及び発電量調整供給の対価の未払分を整理する。

別表第一(5)買掛金の科目の事業者間精算費の項の次に次の一項を加える。

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分の未払分を整理する。

別表第一(5)預り金の科目の保証金の項中「供給約款」を「託送供給等約款、特定小売供給約款（改正法附則第18条第１項に規定する特定小売供給約款をいう。以下同じ。）、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約」に改め、同表(5)関係会社短期債務の科目の預り金の項中「供給約款」を「託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約」に改め、同表(5)諸前受金の科目の前受電気料の項中「供給約款の定めるところによる臨時電灯、臨時電力及び農事用電力に係る予納金及び前払金を含む。」を削り、同表(10)原子力発電費の科目の特定放射性廃棄物処分費の項中「並びに附則第４条第１項」を削り、同表(10)地帯間購入電力料の科目中「、地帯間電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び地帯間原子力発電再処理等準備契約によつて支払つた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「地帯間購入電源費」、「地帯間購入送電費」及び「融通使用済燃料再処理等準備費」」を「を「地帯間購入電源費」及び「地帯間購入送電費」」に改め、同科目の地帯間購入電源費の項中「及び地帯間電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金」を削り、同科目の融通使用済燃料再処理等準備費の項を削り、同表(10)他社購入電力料の科目中「、地帯間電気相当量売買契約以外の契約」を「、他社電気相当量売買契約」に、「卸使用済燃料再処理等準備費」を「他社使用済燃料再処理等準備費」に改め、同科目の他社購入電源費の項中「地帯間電気相当量売買契約以外の契約」を「他社電気相当量売買契約」に改め、同科目の卸使用済燃料再処理等準備費の項中「卸使用済燃料再処理等準備費」を「他社使用済燃料再処理等準備費」とし、同表(10)送電費の科目の託送料の項中「「事業者間精算費」」の下に「及び「接続供給託送料」」を加え、同表(10)配電費の科目の厚生費の項の次に次の一項を加える。

委託検針費	従業員以外の者に検針を委託した場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。